

中央労働災害防止協会経理規程（抜粋）

（随意契約）

第32条 契約職は、次に掲げる場合には、随意契約によることができる。

- (1) 契約の性質又は目的上、競争を許さないと認められるとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付すことができないとき。
- (3) 競争に付すことが不利であると認められるとき。

2 契約職は、第30条又は前条の規定により競争に付しても入札参加者がいないときは、予定価格の範囲内の価格により、随意契約によることができる。再度入札に付しても落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないときにも、予定価格に近い者と予定価格の範囲内の価格により、随意契約によることができる。

3 契約職は、前2項に規定する場合のほか、次に掲げる場合にも、随意契約によることができる。この場合、原則として3人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の予定価格が10万円未満のもの又は契約の性質上予定価格を定める必要がないと認められるものについては、これを省略することができる。

- (1) 予定価格が100万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が100万円を超えない財産を購入するとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 工事、製造、財産の購入及び物件の借入れ以外の契約で、その予定価格が100万円を超えないものであるとき。
- (5) 運送又は保管をさせるとき。
- (6) 国・地方公共団体又は特別の法律に基づき設立された法人との間で契約をするとき。
- (7) 外国で契約をするとき。